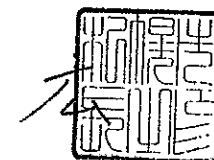


札幌市特定重要公文書の利用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月24日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第15号

札幌市特定重要公文書の利用等に関する規則の一部を改正する規則

札幌市特定重要公文書の利用等に関する規則（平成25年規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(本人であることを示す書類) 第5条 (略)	(本人であることを示す書類) 第5条 (略)

改正前	改正後
(1)・(2) (略) <u>(3) 健康保険の被保険者証</u> <u>(4)~(6)</u> (略)	(1)・(2) (略)  <u>(3)~(5)</u> (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。